

こうちあったかパーキング制度 2月1日からスタートします。



高知県では、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車場の適正な利用を図るため、利用証を交付する制度を始めます。

<対象者>

- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、要介護認定、難病などにより移動に配慮の必要な方
- ・けが、妊産婦など、一時的に移動に配慮の必要な方

<申請の方法>

- ・利用証交付申請書と対象者であることが証明できる書類(別表)を下記の申請窓口に提出してください。
※郵送でも受け付けします。高知県障害保健福祉課に送付してください。
- ※急いで交付を受けたい場合は、高知県障害保健福祉課もしくは高知県中央西福祉保健所へ直接申請してください。

※代理で申請する場合は、代理人の身分証明書(運転免許証等)をご持参ください。

<申請書配布及び申請窓口>

- ・ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)
- ・高知県障害保健福祉課(高知市丸ノ内1丁目2番20号)
- ・高知県中央西福祉保健所(佐川町甲1243番地4)

<利用証交付窓口>

- ・高知県障害保健福祉課
- ・高知県中央西福祉保健所

<利用できる駐車場(こうちあったかパーキング駐車場)>

- ・この制度に賛同する施設の表示のある駐車スペース(県ホームページに掲載しています。)
- ・いの町で利用できる駐車場 いの町役場・すこやかセンター伊野・紙の博物館 他

(別表) 対象者・申請に必要な書類



対象となる方			申請に必要な書類	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		4級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		移動機能 4級以上 6級以上
	心臓機能障害	4級以上		
	じん臓機能障害	4級以上		
	呼吸器機能障害	4級以上		
	ぼうこう又は直腸機能障害	4級以上		
	小腸機能障害	4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上		
	肝臓機能障害	4級以上		
知的障害者	障害の程度が重度(障害程度欄が「A」の方)	療育手帳		
精神障害者	障害区分が「1級」の者	精神障害者保健福祉手帳		
発達障害者	移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方	医療機関、療育機関等の証明書又は確認事項への記載		
高齢者	要介護状態区分が「要介護1～5まで」の方	介護保険被保険者証		
難病患者	特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証		
けが人等	けが等により一時的に移動の配慮が必要な方	医師の診断書・意見書		
妊産婦	妊娠7か月～産後3か月の方	母子健康手帳		

問い合わせ

高知県地域福祉部障害保健福祉課

☎ 823-9663